

御殿場市立高根中学校

いじめ防止基本方針



令和7年4月1日

御殿場市立高根中学校
いじめ対策委員会

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立高根中学校）

令和7年4月1日改訂

いじめ防止対策委員会

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこでも起こり得ることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められる。

いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。

そのため、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」「関係機関等との連携」を軸に、基本方針を策定する。

2 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒との一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法第一章総則において定義されている。

いじめの具体的行為や現れとして以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等を使ったSNS上での誹謗中傷や仲間はずれ等の精神的苦痛を与えられる
- ・感染症などに係る差別、性別や人種等の差別を受ける 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担当学年主任

＜拡大いじめ対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋養護教諭、担当学年部職員

※委員会・拡大委員会ともに、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育相談員、御殿場警察署員、PTA三役、部活動顧問等関係の深い教職員が加わる。

4 いじめ防止等のための対策

校訓『守徳』（自分のよさ“徳”に気付き、自信を持って発信し、周囲をよりよい状態に変えていくこと）の下、教職員と生徒、そして保護者を含めた地域が一体となって教育活動に取り組むことが、いじめ防止の大前提となることをふまえた上で、次の具体策に取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止

ア 道徳教育等の推進

心の通じ合うコミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

他者を認め合う活動への取組として、学級活動や学年集会、生徒集会等で、生徒が劇や話し合い活動を通して、いじめ問題について主体的に考えを深めていける機会を意図的に設定する。

ウ 保護者や地域への啓発

(ア) P T A総会や学校便り・ホームページ等での周知

学校いじめ基本方針策定の概要を公表し、保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

(イ) 中郷館職員や区長・民生委員との連携

(ア)と同様に、生徒の様子で気になることを相談していただく。

(ウ) 7月と12月の学校評価による定期的な点検

いじめの有無を問うだけでなく、教職員の意識や取組の状況を定期的に点検し、基本方針の見直しを検討する。

エ 「すべての生徒に配慮した授業づくり」や「生徒指導が機能する授業づくり」の推進

学校生活の中心である授業において、生徒の不安や不満が高まらないよう授業改善を図る。一人一人が大切にされ、配慮を要する生徒も含めたすべての生徒が授業に参加し活躍できる授業づくりをすることは、生徒の所属感や自尊感情を高め、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる、という意識で授業改善に努める。

オ いじめに関する教職員の研修

(ア) 年度末に行う小学校教職員との新入生引継ぎ連絡会や、生徒理解研修等において生徒理解に努める。

(イ) スクールカウンセラーによる「いじめの対応に関する校内研修」を実施し、教職員のスキルアップを図る。

(ウ) いじめの定義やいじめの認知に関しての共通理解を図り、学校全体でいじめの認知度を高め、早期発見・早期対応ができる風土をつくる。

カ 情報教育の推進

タブレットが一人一台配付され、ネット上のトラブルがこれまで以上に心配される。そこで、SNSの扱いを中心に、情報モラルやタブレット使用のルールについて、年度内で複数回、学級指導、学年指導、全校指導を行っていく。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 生徒の実態把握・情報共有の体制整備

(ア) 日常的な観察

朝、昇降口で挨拶しながら表情をみる、授業中や休み時間等の様子を見る、部活動中の様子を見るなど、日常的な観察を大切にする。また、毎日アンケートにより生徒の様子を把握し、気になったことは学年部や全体で情報を共有する。

(イ) アンケートの実施

年3回以上「生活アンケート」(いじめに関する設問を含む)を実施する。また、必要に応じて臨時の「匿名生活アンケート」を行う。実施時期、内容、回数等は、年度内の生徒の実態に応じて、いじめ対策委員会で検討する。生徒が記入した生活アンケートには、教員等がメモなどの書き込み等を一切行わない。なお、生活アンケートは、関連資料とともに卒業後5年間保管する。

いじめに関する回答があった場合は、具体的な内容を直接聞き取り調査し、校長に報告する。内容によっては、速やかに委員会または拡大委員会を開き、対応策を協議する。

(ウ) 他校との情報共有

SNSの普及に伴い、他校生徒と関連したトラブルが増加している。いじめの要因に他校の生徒が関連している可能性があった場合、速やかに委員会を開き、学校間での情報共有について協議する。

イ 相談体制の整備

(ア) 三者面談の実施

年2回、担任が保護者を交えた三者面談を実施する。

(イ) スクールカウンセラーによる教育相談の実施

全校生徒対象にスクールカウンセラーとの面談を実施する。相談内容に応じて、担任・学年主任等で対応する。

(ウ) 教育相談の実施

年2回、担任と二者面談を行う。また、必要に応じて適宜二者面談を実施する。基本的には担任が行うが、状況に実態に応じて担任以外が行っても良い。

(エ) 学校外の相談機関の周知

各相談機関の情報をタブレット端末に保存し、生徒がいつでも閲覧できる環境を整える。

ウ いじめに対する措置

(ア) いじめの情報を受けた場合

いじめの情報や疑いがあれば、具体的な内容を直接聞き取り調査し、内容によって委員会または拡大委員会を開き、対応を協議する。委員会や拡大委員会を開く際は、全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する。

『いじめられた生徒』の話をもとに、『いじめた生徒』『周囲の生徒』『関わりのある教職員』『保護者』等から、「何があったのか」を聞き取りや記録などを元に情報収集する。

(イ) いじめが確認された場合

委員会において、聞き取った情報(発生日時・発生場所・内容等)を一元化し、いじめの全体像を把握する。それに基づき、次の観点において、いつ・誰が・どのように行うのか具体的な対応方針や指導計画等の決定を行い、全教職員に周知する。

- ・ いじめられた生徒への支援
- ・ いじめた生徒や周囲の生徒への指導
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関や地域との連携

(ウ) いじめられた生徒への配慮

- ・ 最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意志を伝える。
- ・ 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（別室登校や登下校の方法など）を立てる。
- ・ 心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担する。

(エ) いじめた生徒への指導

- ・ 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
- ・ 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。
- ・ いじめに至った原因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた支援や指導を行う。

(オ) いじめられた保護者への対応

- ・ 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示する。
- ・ 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。
- ・ 謝罪については、いじめられた生徒とその保護者の意向に寄り添いながら、慎重に判断する。

(カ) いじめた保護者への対応

- ・ 保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・ 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。
- ・ 謝罪については、いじめた生徒とその保護者が謝罪する内容について十分に精査する。いじめられた生徒とその保護者との間で二次的トラブルが起きないように報告、連絡、相談を慎重に行う。

(キ) 他校生徒と関連したいじめへの対応

- ・ いじめの要因に他校の生徒が関連している可能性があった場合、速やかに委員会を開き、学校間での情報共有について協議した後、関連校と連携して対応する。

(3) 関係機関等との連携

ア いじめが起きたときの状況に応じて、次の関係機関等と協力する体制を確立しておく。

- | | |
|------------------|---------------|
| ・ 御殿場市教育委員会学校教育課 | ・ 御殿場市子育て支援課 |
| ・ 御殿場警察署高根駐在所 | ・ 御殿場警察署生活安全課 |
| ・ 東部児童相談所 | ・ 民生委員、主任児童委員 |

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

5 重大事態への対処

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。ここでの財産とは、金銭、自転車、教科書等。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②欠席の原因がいじめであると認められ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより上記のような重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(1) 調査

重大事態が発生した場合には、御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する。

(2) 各対応

ア 生徒への対応

(ア) 関係する生徒・保護者への対応（担当：学年主任・学級担任）

(イ) 全校生徒への対応（担当：生徒指導主事・教務主任）

- ・臨時全校集会等の開催
- ・日課や授業変更等の措置

イ 保護者・地域への対応（担当：教頭・教務主任）

(ア) 臨時保護者会の開催

- ・生徒を守り、よりよい方向に導くという、保護者と学校が対応すべき方向を明確に伝え、共通理解を図ることが会の趣旨であることを伝える。
- ・全ての生徒や保護者の心情、背景等、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。
- ・保護者の信頼が得られるよう指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。

(イ) 高根小学校や高根支所との連携

- ・小学生や地域住民に不安感を与えないよう協力を依頼する。特に、マスコミへの迅速な対応をお願いする。

ウ 報道機関対応（担当：教頭）

(ア) 窓口の一本化

取材要請があった場合、市教委と連携し、窓口の一本化を図る。

(イ) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材に関して、校内への立ち入り、取材場所、時間等について留意するよう依頼する。

(ウ) 記者会見の設定

多くの取材要請が予想される場合は、記者会見を開き対応する。その際、会見場所、時間等については、市教委と相談して学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。

(エ) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな回答はしない。

エ 警察対応（担当：生徒指導主事・教頭）

重大事態①の場合、市教委の支持の下、警察等関係機関との連携を図るための対応に努める。

(3) 留意点

ア いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、30 日の目安にかかわらず、市教委へ連絡し状況に応じて調査に着手する。

イ いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合、すみやかに市教委へ報告し指示を仰ぐ。